



流 行 審 第 4 号

平成23年12月22日

流山市長 井崎 義治 様

流山市行政区域制度審議
会 長 松 島 英 雄



新市街地地区の字の区域及び名称の変更について（答申）

本審議会は、平成23年5月23日付け流総第7号で諮問のありました「字の区域及び名称の変更について」審議を終えましたので、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市行政区域制度審議会（以下、「審議会」という。）は、流山市長の委嘱を受けて、平成23年5月23日に発足し、同日付け文書（流総第7号）によって、「字の区域及び名称の変更について」諮問を受けました。

諮問書によれば、審議会に意見を求める事項として、新市街地地区における字の区域及び名称の変更素案を作成したので、このことについて意見を求めるとされ、ここでの意見を答申としてまとめ提出を求めるとされています。

2 審議会

- (1) 第1回会議 平成23年5月23日 諮問及び素案の説明並びに審議
- (2) 第2回会議 平成23年7月28日 変更案について審議
- (3) 第3回会議 平成23年9月30日 変更案について審議（続き）
- (4) 第4回会議 平成23年12月13日 答申案について審議

審議会は、15名の地域からの代表と5名の関係機関の代表で組織し、上記のと通りの審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 答 申

(1) 字の区域割りにについて

字の境界については、鉄道、道路及び河川等、将来においても変更されることのない公共の地物（恒久的な施設等）を字界とすることが望ましい。

形状については、境界が複雑にいきくんだり、飛び地が生じたりしないよ

うにすることが望ましい。また、現在の自治会活動が極力分断されることのないよう区割りを大きくするとともに、区割りの数は、新市街地地区の全体的バランスを考慮することが望ましい。

(2) 字の名称について

字の名称については、従前の字の区域の広さ及びその位置などから、それぞれの区割りにおいて従前の字の名称に準拠して定めることは、新市街地地区全体の区割りの数のバランスをも欠くことになることから、新たなまちにふさわしい一体的な名称として、駅名として定着している「おおたかの森」の名称を基調にすることが望ましい。

(3) 字の区域及び名称の変更案について

つくばエクスプレス線及び東武野田線の線路により4つの地区を設け、流山おおたかの森駅を中心に、東側を「おおたかの森東一丁目～四丁目」及び「駒木」、南側を「おおたかの森南一丁目～三丁目」、西側を「おおたかの森西一丁目～四丁目」、北側を「おおたかの森北一丁目～三丁目」としました。

詳しくは、別紙「新市街地地区字区域及び名称変更案」のとおり提出します。

4 おわりに

新市街地地区の今後のまちづくりに向けて、答申の他に付け加えておかなければならないことがあり、それは、審議会としての願いでもあります。

これまで行ってきた審議においては、字の名称について、歴史ある市野谷、十太夫、駒木の名称を残してほしいという各地域からの意見がありました。また、新市街地地区内の区画整理をしたところとしないところの名称を分けてまちづくりを進めてほしいという意見もありました。

そこで、審議会としての願いを述べます。

それは、新市街地地区に整備される公園などの公共の地物の名称（愛称）について、従前の字の名称を用いるなど地域の歴史を継承する策を講じること。

また、新市街地地区と接する運動公園周辺地区における字の区域及び名称の変更にあたっては、答申（別紙）に示した運動公園周辺地区（参考）部分について、従前の市野谷の取扱いに意を払うこと。何より、将来に向けて、新たに流山市民となられる方々と一体となったまちづくりが進められ、この地区が流山の中心核にふさわしい街に育つことでもあります。

最後に、新たな字名が誇りある名称として親しまれることを切に願い結びとします。